

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000,000
計	6,000,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成27年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,373,647,813	3,373,647,813	東京、名古屋、福岡、 札幌各証券取引所 (東京、名古屋は市場第 一部)	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であり、単元株式数は 1,000株である。(注)
計	3,373,647,813	3,373,647,813	—	—

(注) 「1 株式等の状況」における「普通株式」は、上表に記載の内容の株式をいう。

(2)【新株予約権等の状況】

当社は、ストックオプションの付与を目的として取締役及び執行役員(元執行役員を含む)に対して新株予約権を発行している。

当該新株予約権の内容は次のとおりである。

①平成18年6月28日開催の定時株主総会決議及び平成18年7月31日開催の取締役会決議に基づき、平成18年8月17日に発行した新株予約権(第4回新株予約権)

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数	373個	309個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	373,000株	309,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年8月18日から 平成48年6月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 当社取締役会の承認を要 するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

②平成19年6月27日開催の定時株主総会決議及び平成19年7月31日開催の取締役会決議に基づき、平成19年8月16日に発行した新株予約権（第5回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数	270個	219個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	270,000株	219,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年8月17日から 平成49年8月16日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 当社取締役会の承認を要 するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

③平成19年6月27日開催の定時株主総会決議及び平成20年7月31日開催の取締役会決議に基づき、平成20年8月18日に発行した新株予約権（第6回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数	615個	512個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	615,000株	512,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年8月19日から 平成50年8月18日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 当社取締役会の承認を要 するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

④平成21年2月5日開催の取締役会決議に基づき、平成21年2月20日に発行した新株予約権（第7回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数	33個	23個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	33,000株	23,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年2月21日から 平成51年2月20日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 当社取締役会の承認を要 するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

⑤平成19年6月27日開催の定時株主総会決議及び平成21年7月31日開催の取締役会決議に基づき、平成21年8月17日に発行した新株予約権（第8回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数	1,000個	910個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,000,000株	910,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月18日から 平成51年8月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 当社取締役会の承認を要 するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

⑥平成19年6月27日開催の定時株主総会決議及び平成22年7月30日開催の取締役会決議に基づき、平成22年8月17日に発行した新株予約権（第9回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数	1,176個	1,075個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,176,000株	1,075,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月18日から 平成52年8月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

⑦平成19年6月27日開催の定時株主総会決議及び平成23年11月30日開催の取締役会決議に基づき、平成23年12月15日に発行した新株予約権（第10回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数	1,263個	1,160個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,263,000株	1,160,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年12月16日から 平成53年12月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

⑧平成19年6月27日開催の定時株主総会決議及び平成24年7月31日開催の取締役会決議に基づき、平成24年8月16日に発行した新株予約権（第11回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数	1,605個	1,488個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,605,000株	1,488,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年8月17日から 平成54年8月16日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 当社取締役会の承認を要 するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

⑨平成19年6月27日開催の定時株主総会決議及び平成25年7月31日開催の取締役会決議に基づき、平成25年8月19日に発行した新株予約権（第12回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数	786個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	786,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成25年8月20日から 平成55年8月19日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 当社取締役会の承認を要 するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

⑩平成25年11月28日開催の取締役会決議に基づき、平成25年12月13日に発行した新株予約権（第13回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数	41個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	41,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成25年12月14日から 平成55年12月13日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 当社取締役会の承認を要 するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

⑪平成19年6月27日開催の定時株主総会決議及び平成26年7月31日開催の取締役会決議に基づき、平成26年8月18日に発行した新株予約権（第15回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数	1,328個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,328,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成26年8月19日から 平成56年8月18日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 当社取締役会の承認を要 するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

⑫平成27年4月23日開催の取締役会決議に基づき、平成27年5月11日に発行した新株予約権（第16回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数	—	42個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	—	42,000株
新株予約権の行使時の払込金額	—	1円
新株予約権の行使期間	—	平成27年5月12日から 平成57年5月11日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	—	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	—	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注) 2

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた対象者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。

ただし、この場合、以下①又は②に掲げる新株予約権の新株予約権者は、それぞれに定める期間内に限り、それぞれの新株予約権を行使することができる。

①第4回新株予約権～第13回新株予約権

地位を喪失した日の翌日から10年を経過する日までの間

②第15回新株予約権～第16回新株予約権

地位を喪失した日の翌日から1年経過した日以降、10年を経過する日までの間

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、以下に定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権が交付される場合を除く。

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

(6) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。

(7) その他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条

件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数は、残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、残存新株予約権に定められた事項に準じて決定する。
- (4) 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間は、上記表中「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表中「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、残存新株予約権に定められた事項に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項は、残存新株予約権に定められた事項に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件は、上記(注)1に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成13年4月1日～ 平成14年3月31日	620	3,373,647	153,808	265,608,781	153,187	203,536,197

(注) 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の増加分は転換社債の株式転換による。

なお、平成14年4月1日以降、発行済株式総数、資本金及び資本準備金に変動はない。

(6) 【所有者別状況】

平成27年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	240	103	2,216	681	95	255,359	258,694	—
所有株式 (単元)	—	1,061,734	73,363	285,393	1,066,520	227	878,412	3,365,649	7,998,813
所有株式数 の割合(%)	—	31.54	2.17	8.47	31.68	0.00	26.09	100	—

(注) 1. 自己株式は17,730,505株であり、「個人その他」の欄に17,730単元及び「単元未満株式の状況」の欄に505株を含めて記載している。

2. 「その他の法人」の欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式が16単元含まれている。

(7) 【大株主の状況】

平成27年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	145,868	4.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	134,624	3.99
野村信託銀行株式会社(退職給付信託三菱 東京UFJ銀行口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	125,666	3.72
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行 株式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	80,022	2.37
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10 (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀 行)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1 号)	57,361	1.70
野村信託銀行株式会社(退職給付信託・三 菱UFJ信託銀行口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	45,934	1.36
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	44,100	1.30
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営 業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	40,904	1.21
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク銀行株式会 社)	388 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10013 USA (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	38,127	1.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口1)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	35,171	1.04
計	—	747,779	22.16

(注) 1. 三井住友信託銀行株式会社から、平成26年10月6日付で三井住友信託銀行株式会社、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社を共同保有者とする大量保有報告書の変更報告書が関東財務局長に提出され、当社はその写しの送付を受けている。

しかしながら、当社としては、平成27年3月31日現在の当該法人の実質所有株式数を完全に確認できないため、上記大株主の状況は、株主名簿の記載内容に基づいて記載している。

なお、当該変更報告書による平成26年9月30日現在の株式所有状況は以下のとおりである。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	127,831	3.79
三井住友トラスト・アセットマネジメン ト株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	5,650	0.17
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	56,369	1.67
計	—	189,850	5.63

2. ブラックロック・ジャパン株式会社から、平成27年1月8日付でブラックロック・ジャパン株式会社、ブラックロック・アドバイザーズ・エルエルシー、ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー、ブラックロック(ルクセンブルグ) エス・エー、ブラックロック・ライフ・リミテッド、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド、ブラックロック・アドバイザーズ (UK) リミテッド、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ及びブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ. エイ. を共同保有者とする大量保有報告書が関東財務局長に提出され、当社はその写しの送付を受けている。

しかしながら、当社としては、平成27年3月31日現在の当該法人の実質所有株式数を完全に確認できないため、上記大株主の状況は、株主名簿の記載内容に基づいて記載している。

なお、当該報告書による平成26年12月31日現在の株式所有状況は以下のとおりである。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	43,927	1.30
ブラックロック・アドバイザーズ・エルエルシー(BlackRock Advisers, LLC)	米国 デラウェア州 ウィルミントン ベルビュー パークウェイ 100	11,872	0.35
ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー(BlackRock Investment Management LLC)	〒08540 米国 ニュージャージー州 プリンストン ユニバーシティ スクウェア ドライブ 1	4,041	0.12
ブラックロック(ルクセンブルグ) エス・エー(BlackRock (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルク大公国 セニンガーバ ーグ L-2633 ルート・ドウ・トレベ 6D	4,411	0.13
ブラックロック・ライフ・リミテッド (BlackRock Life Limited)	〒EC2N 2DL 英国 ロンドン市 スロ グモートン・アベニュー 12	9,132	0.27
ブラックロック・アセット・マネジメン ト・アイルランド・リミテッド (BlackRock Asset Management Ireland Limited)	〒1 アイルランド共和国 ダブリン インターナショナル・ファイナンシヤ ル・サービス・センター JPモルガ ン・ハウス	14,527	0.43
ブラックロック・アドバイザーズ (UK) リミテッド(BlackRock Advisers (UK) Limited)	〒EC2N 2DL 英国 ロンドン市 スロ グモートン・アベニュー 12	5,059	0.15
ブラックロック・ファンド・アドバイザ ーズ(BlackRock Fund Advisors)	米国 カリフォルニア州 サンフラン シスコ市 ハワード・ストリート 400	34,319	1.02
ブラックロック・インスティテューショ ナル・トラスト・カンパニー、エヌ. エ イ. (BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)	米国 カリフォルニア州 サンフラン シスコ市 ハワード・ストリート 400	41,694	1.24
計	—	168,985	5.01

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 17,730,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 242,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,347,677,000	3,347,677	—
単元未満株式	普通株式 7,998,813	—	—
発行済株式総数	3,373,647,813	—	—
総株主の議決権	—	3,347,677	—

- (注) 1. 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、(株)証券保管振替機構名義の株式が16,000株 (議決権16個) 含まれている。
2. 株主名簿上当社が発行済株式総数の4分の1以上所有している会社の名義となっているものの、実質的には当該会社が所有していない株式が3,141株あり、「完全議決権株式 (その他)」欄に3,000株 (議決権3個) 及び「単元未満株式」欄に141株を含めて記載している。
3. 「単元未満株式」欄には以下の自己株式及び相互保有株式が含まれている。
- | | |
|------------|------|
| 当社所有 | 505株 |
| 日本建設工業(株) | 765株 |
| (株)東北機械製作所 | 500株 |

② 【自己株式等】

平成27年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式 数の割合 (%)
(自己保有株式) 三菱重工業(株)	東京都港区港南二丁目16番5号	17,730,000	0	17,730,000	0.52
(相互保有株式) 日本建設工業(株)	東京都中央区月島四丁目12番5号	72,000	0	72,000	0.00
(株)東北機械製作所	秋田市茨島一丁目2番3号	2,000	0	2,000	0.00
(株)菱友システムズ	東京都港区高輪二丁目19番13号	40,000	0	40,000	0.00
長菱ハイテック(株)	長崎県諫早市貝津町2165番地	3,000	0	3,000	0.00
神戸発動機(株)	兵庫県明石市二見町南二見1番地	125,000	0	125,000	0.00
計	—	17,972,000	0	17,972,000	0.53

- (注) 株主名簿上当社が発行済株式総数の4分の1以上所有している会社の名義となっているものの、実質的には当該会社が所有していない株式が3,141株あり、上記①の「発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」欄に3,000株 (議決権3個) 及び「単元未満株式」欄に141株を含めて記載している。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、取締役及び執行役員（元執行役員を含む）に対して新株予約権を付与する決議を行っている。当該決議に係るストックオプション制度の内容は次のとおりである。

①平成18年7月31日開催の当社取締役会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成18年7月31日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役15名及び執行役員10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

②平成19年7月31日開催の当社取締役会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成19年7月31日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役14名及び執行役員16名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

③平成20年7月31日開催の当社取締役会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成20年7月31日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役16名及び執行役員17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

④平成21年2月5日開催の当社取締役会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成21年2月5日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

⑤平成21年7月31日開催の当社取締役会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成21年7月31日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役16名及び執行役員17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

⑥平成22年7月30日開催の当社取締役会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成22年7月30日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役15名及び執行役員20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

⑦平成23年11月30日開催の当社取締役会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成23年11月30日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役16名及び執行役員22名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

⑧平成24年7月31日開催の当社取締役会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成24年7月31日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役16名及び執行役員24名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

⑨平成25年7月31日開催の当社取締役会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成25年7月31日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役16名及び執行役員21名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

⑩平成25年11月28日開催の当社取締役会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成25年11月28日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

⑪平成26年7月31日開催の当社取締役会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成26年7月31日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役9名、執行役員27名及び元執行役員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

⑫平成27年4月23日開催の当社取締役会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成27年4月23日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

ア. 幹部級管理職に対する株式交付制度

当社は、当社グループ全体の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、当社及び当社の主要グループ会社の経営の中核を担う重要ポストに就く幹部級管理職（以下「管理職」という。）を対象とした株式交付制度（以下「管理職向け制度」という。）を導入することとし、平成27年5月8日開催の取締役会において報告している。

(ア) 管理職向け制度の概要

- ・管理職向け制度は、管理職に対して、毎年、業績等に応じて株式交付ポイントが付与され、当該株式交付ポイント数に応じた当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を交付又は給付（以下「交付等」という。）する制度である。
- ・管理職向け制度の導入により、管理職は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した業務遂行が促されるとともに、勤労意欲を高める効果が期待できる。
- ・管理職向け制度の導入にあたっては、株式付与ESOP（Employee Stock Ownership Plan）信託と称される仕組みを採用する。管理職向け制度の具体的な内容は以下のとおり。

管理職向け制度の具体的な内容

① 制度対象者	当社及び当社の主要グループ会社の経営の中核を担う重要ポストに就く幹部級管理職
② 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
③ 信託目的	上記①の制度対象者に対するインセンティブの付与
④ 委託者	当社
⑤ 受託者（予定）	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑥ 受益者	上記①の制度対象者のうち受益者要件を満たす者
⑦ 信託管理人	当社と利害関係のない第三者
⑧ 信託期間(予定)	平成27年8月27日～平成30年8月31日 ※信託期間の満了時に追加信託によって信託期間を延長する可能性あり。
⑨ 取得株式の種類	当社普通株式
⑩ 信託による株式の取得方法	当社（自己株式処分）又は株式市場から取得
⑪ 信託内株式の議決権行使方法	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使する。

(イ) 本信託から受益者に交付する予定の株式の総数又は総額
未定

(ウ) 受益者の範囲
上記ア. (ア) ⑥のとおり。

イ. 役員に対する株式報酬制度

当社は、平成27年5月8日開催の取締役会において、当社グループ全体の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を一層高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）及び執行役員並びに当社の主要グループ会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員（以下これらを総称して「取締役等」という。）を対象とした新たな株式報酬制度（以下「役員向け制度」という。）を導入することを決議し（ただし、当社及び主要グループ会社の取締役を対象とするものについては、それぞれの株主総会において決議、承認を得ることを条件としている）、また、平成27年6月26日開催の第90回定時株主総会において、当社の取締役を対象とした役員向け制度の導入を承認する決議を得た。

なお、役員向け制度の導入により、株式報酬型ストックオプションは廃止し、新規に新株予約権の付与は行わない。

(ア) 役員向け制度の概要

- ・役員向け制度は、取締役等に対して、毎年、役位や業績等に応じた株式交付ポイントが付与され、原則として一定の据置期間経過後に、当該株式交付ポイント数に応じた当社株式等を交付等する制度である。
 - ・取締役等に対して毎年の業績などに応じた当社株式等を、一定の据置期間経過後に交付等を行うことから、取締役等が中長期的な視点で株主と利益意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づける内容となっている。
 - ・役員向け制度の導入にあたっては、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託 (以下「BIP信託」という。) と称される仕組みを採用する。
- なお、以下の各制度対象者に応じて、2つのBIP信託を設定する。

「BIP信託 I」：当社取締役

「BIP信託 II」：当社執行役員並びに当社主要グループ会社の取締役及び執行役員
役員向け制度の具体的な内容は以下のとおり。

役員向け制度の具体的な内容

	BIP信託 I	BIP信託 II
① 制度対象者	当社取締役	当社執行役員並びに当社主要グループ会社の取締役及び執行役員
	※下記⑧の信託期間中、新たに制度対象者となった者も含む。	
② 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)	
③ 信託目的	上記①の各制度対象者に対するインセンティブの付与	
④ 委託者	当社	
⑤ 受託者 (予定)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	
⑥ 受益者	上記①の各制度対象者のうち受益者要件を満たす者 ※一定の非違行為があった者等は受益者要件を満たさない。	
⑦ 信託管理人	当社と利害関係のない第三者	
⑧ 信託期間(予定)	平成27年8月27日～平成30年8月31日 ※信託期間の満了時に追加信託によって信託期間を延長する可能性あり。	
⑨ 当社株式の交付株式数・交付時期	原則として当該株式交付ポイントの付与から3年経過後に、当該株式交付ポイント1ポイントあたり1株の割合で当社株式等の交付等を行う。ただし、制度対象者が退任等によって制度対象者でなくなる場合には、当該時点で当該制度対象者が保有する当該株式交付ポイント相当分の当社株式等の交付等を行う。	
⑩ 取得株式の種類	当社普通株式	
⑪ 信託による株式の取得方法	当社 (自己株式処分) 又は株式市場から取得	
⑫ 信託内株式の議決権行使方法	経営への中立性を確保するため、議決権は行使しないものとする。	

(イ) 本信託から受益者に交付する予定の株式の総数又は総額
未定(注)

(注) BIP信託 I については、対象期間 (連続する3事業年度 (当初は平成28年3月31日で終了する事業年度から平成30年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度) の期間をいう。) 毎に合計12億円を限度として金員を拠出することで、第90回定時株主総会の決議を得ている。本限度額は、取得株式の総額に加え、信託報酬及び信託費用も含めて定めている。

(ウ) 受益者の範囲

上記イ. (ア) ⑥のとおり。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に基づく普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に基づく取得（単元未満株式の買取請求）

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	50,024	32,592,572
当期間における取得自己株式	12,462	8,716,668

(注) 「当期間における取得自己株式」には平成27年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる取得自己株式は含まれていない。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額(円)	株式数（株）	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（単元未満株式の買増請求、新株予約権の行使に伴う処分）	572,262	168,992,050	639,500	189,238,550
保有自己株式数	17,730,505	—	17,103,467	—

(注) 当期間における「その他（単元未満株式の買増請求、新株予約権の行使に伴う処分）」及び「保有自己株式数」には平成27年6月1日から有価証券報告書提出日までの変動は反映していない。

3 【配当政策】

当社は、「2015事業計画」（中期経営計画）において、平成29年度末までにROE10%以上を達成しつつ、自己資本を2兆円まで増強することを計画しており、その過程においては「将来事業への投資」と「自己資本強化」とのバランスを常に考慮しながら、当面は連結配当性向30%を目処に株主還元を行うことを基本方針としている。

当社は、定款の定めにより、毎年9月30日を基準日とする中間配当金及び毎年3月31日を基準日とする期末配当金の年2回の剰余金の配当を行っており、これらの剰余金の配当を決定する機関は、中間配当金については取締役会、期末配当金については株主総会としている。

当事業年度に係る剰余金の配当については、上記の方針に基づき、期末配当金を1株につき6円とし、平成26年12月に支払った中間配当金（1株につき5円）と合わせ、1株当たり11円としている。

内部留保資金については、企業体質の一層の強化及び今後の事業展開のため活用していく。

なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めている。

当事業年度に係る剰余金の配当は、次のとおりである。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成26年10月31日 取締役会決議	16,778	5.0
平成27年6月26日 定時株主総会決議	20,135	6.0

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
最高(円)	397	411	560	765	726.60
最低(円)	255	303	288	497	530.00

(注) 株価は、(株)東京証券取引所(市場第一部)の市場相場である。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年10月	平成26年11月	平成26年12月	平成27年1月	平成27年2月	平成27年3月
最高(円)	708.50	719.90	726.60	679.40	669.60	700.00
最低(円)	601.40	664.80	643.50	639.10	612.00	641.50

(注) 株価は、(株)東京証券取引所(市場第一部)の市場相場である。

5【役員の状況】

男性 13名 女性 1名 (役員のうち女性の比率7.1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長		大宮英明	昭和21年 7月25日生	昭和44年6月 当社入社 平成14年6月 当社取締役、冷熱事業本部副事業本部長 同 15年4月 当社取締役、冷熱事業本部長 同 17年6月 当社取締役(代表取締役)、常務執行役員、冷熱事業本部長 同 19年4月 当社取締役(代表取締役)、副社長執行役員 同 20年4月 当社取締役社長(代表取締役) 同 25年4月 当社取締役会長(代表取締役) 同 26年6月 当社取締役会長(現職) セイコーエプソン(株)取締役兼務(現職)	(注)3	164
取締役社長 (代表取締役)	CEO	宮永俊一	昭和23年 4月27日生	昭和47年4月 当社入社 平成18年4月 当社執行役員、機械事業本部副事業本部長 同 18年5月 当社執行役員、機械・鉄構事業本部副事業本部長 同 20年4月 当社常務執行役員、機械・鉄構事業本部長 同 20年6月 当社取締役(代表取締役)、常務執行役員、機械・鉄構事業本部長 同 23年4月 当社取締役(代表取締役)、副社長執行役員、社長室長 同 25年4月 当社取締役社長(代表取締役) 同 26年4月 当社取締役社長(代表取締役)、CEO(現職) 同 26年6月 三菱自動車工業(株)取締役兼務(現職)	(注)3	137
取締役 副社長 執行役員 (代表取締役)	ドメイン CEO、 エネルギー・環境 ドメイン 長 (社長不在 時第1次 代行)	前川篤	昭和26年 1月14日生	昭和51年4月 当社入社 平成19年4月 当社執行役員、高砂製作所長 同 20年12月 当社執行役員、原動機事業本部副事業本部長兼高砂製作所長 同 22年4月 当社執行役員、原動機事業本部副事業本部長 同 23年4月 当社常務執行役員、汎用機・特車事業本部長兼相模原製作所長 同 23年6月 当社取締役(代表取締役)、常務執行役員、汎用機・特車事業本部長兼相模原製作所長 同 25年4月 当社取締役(代表取締役)、副社長執行役員、汎用機・特車事業本部長 同 25年10月 当社取締役(代表取締役)、副社長執行役員、エネルギー・環境ドメイン長 同 26年4月 当社取締役(代表取締役)、副社長執行役員、ドメインCEO、エネルギー・環境ドメイン長(現職)	(注)3	73
取締役 副社長 執行役員 (代表取締役)	ドメイン CEO、 交通・輸 送ドメイ ン長 (社長不 在時第2 次代行)	鯨井洋一	昭和26年 8月6日生	昭和53年4月 当社入社 平成22年4月 当社執行役員、機械・鉄構事業本部機械事業部長 同 23年4月 当社執行役員、機械・鉄構事業本部長 同 23年6月 当社取締役、執行役員、機械・鉄構事業本部長 同 24年4月 当社取締役(代表取締役)、常務執行役員、機械・鉄構事業本部長 同 24年7月 当社取締役(代表取締役)、常務執行役員 同 25年1月 当社取締役(代表取締役)、常務執行役員、航空宇宙事業本部長 同 25年10月 当社取締役(代表取締役)、常務執行役員、交通・輸送ドメイン長 同 26年4月 当社取締役(代表取締役)、副社長執行役員、ドメインCEO、交通・輸送ドメイン長(現職)	(注)3	58

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 常務 執行役員 (代表取締役)	ドメイン CEO、 防衛・宇 宙ドメイ ン長	水谷久和	昭和26年 8月12日生	昭和50年4月 平成22年4月 同 23年4月 同 23年6月 同 25年4月 同 26年2月 同 26年3月 同 26年4月	当社入社 当社執行役員、航空宇宙事業本部副事業本 部長 当社執行役員、経営監査部長 当社取締役、執行役員、経営監査部長 当社取締役(代表取締役)、常務執行役員 当社取締役(代表取締役)、常務執行役員、 経営監査部長 当社取締役(代表取締役)、常務執行役員 当社取締役(代表取締役)、常務執行役員、 ドメインCEO、防衛・宇宙ドメイン長 (現職)	(注)3	41
取締役 常務 執行役員 (代表取締役)	ドメイン CEO、 機械・設 備システ ムドメイ ン長	木村和明	昭和24年 6月8日生	昭和48年4月 平成26年4月 同 26年6月	当社入社 当社常務執行役員、ドメインCEO、機 械・設備システムドメイン長 当社取締役(代表取締役)、常務執行役員、 ドメインCEO、機械・設備システムドメ イン長(現職)	(注)3	7
取締役 常務 執行役員 (代表取締役)	CFO、 グループ 戦略推進 室長	小口正範	昭和30年 7月12日生	昭和53年4月 平成25年4月 同 26年4月 同 27年6月	当社入社 ニチュ三菱フォークリフト(株)監査役兼務 (現職) 当社執行役員、グループ戦略推進室長 当社取締役(代表取締役)、常務執行役員、 CFO、グループ戦略推進室長(現職)	(注)3	11
取締役		小島順彦	昭和16年 10月15日生	昭和40年5月 平成7年6月 同 9年4月 同 13年4月 同 13年6月 同 16年4月 同 22年6月	三菱商事(株)入社 同社取締役 同社常務取締役 同社取締役副社長 同社取締役、副社長執行役員 同社取締役社長 同社取締役会長(現職) 当社取締役兼務(現職)	(注)3	23
取締役		篠原尚之	昭和28年 2月8日生	昭和50年4月 平成18年7月 同 19年7月 同 21年7月 同 22年2月 同 22年3月 同 27年6月	大蔵省入省 財務省国際局長 同省財務官 同省顧問 国際通貨基金(IMF)特別顧問 同基金副専務理事 当社取締役兼務(現職)	(注)3	2
取締役 常勤監査等委員		井須英次	昭和27年 4月5日生	昭和50年4月 平成23年4月 同 24年6月 同 27年6月	当社入社 当社執行役員、法務部調査役 当社監査役 当社取締役 常勤監査等委員(現職)	(注)4	41
取締役 常勤監査等委員		野島龍彦	昭和27年 11月22日生	昭和51年4月 平成23年4月 同 24年4月 同 24年6月 同 26年4月 同 27年6月	当社入社 当社執行役員、経理部長 当社常務執行役員 当社取締役(代表取締役)、常務執行役員 当社取締役(代表取締役)、常務執行役員、 CFO 当社取締役 常勤監査等委員(現職)	(注)4	32

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 監査等委員		畔柳 信 雄	昭和16年 12月18日生	昭和40年4月 ㈱三菱銀行入行 平成4年6月 同行取締役 同 8年4月 ㈱東京三菱銀行取締役 同 8年6月 同行常務取締役 同 13年6月 同行常務執行役員 同 14年6月 同行副頭取 同 15年6月 ㈱三菱東京フィナンシャル・グループ取締 役兼務 同 16年6月 ㈱東京三菱銀行頭取 同 17年10月 ㈱三菱東京フィナンシャル・グループ取締 役社長 同 18年1月 ㈱三菱東京U F J 銀行頭取 同 20年4月 同行取締役会長 同 21年6月 当社監査役兼務 同 22年4月 ㈱三菱U F J フィナンシャル・グループ取 締役 同 24年4月 ㈱三菱東京U F J 銀行相談役 同 26年4月 同行特別顧問(現職) 同 27年6月 当社取締役 監査等委員兼務(現職)	(注) 4	8
取締役 監査等委員		クリスティー ナ・アメージ ャン	昭和34年 3月5日生	平成7年1月 コロンビア大学ビジネススクール助教授 同 13年10月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科助教授 同 16年1月 同大学院国際企業戦略研究科教授 同 22年4月 同大学院国際企業戦略研究科研究科長 同 24年4月 同大学院商学研究科教授(現職) 同 24年6月 当社取締役兼務 同 27年6月 当社取締役 監査等委員兼務(現職)	(注) 4	8
取締役 監査等委員		伊 東 信 一 郎	昭和25年 12月25日生	昭和49年4月 全日本空輸㈱入社 平成15年6月 同社取締役、執行役員 同 16年4月 同社常務取締役、執行役員 同 18年4月 同社専務取締役、執行役員 同 19年4月 同社代表取締役副社長、執行役員 同 21年4月 同社代表取締役社長 同 25年4月 A N Aホールディングス㈱代表取締役社長 同 25年6月 全日本空輸㈱取締役会長 同 27年4月 当社監査役兼務 同 27年6月 A N Aホールディングス㈱代表取締役会長 (現職) 当社取締役 監査等委員兼務(現職)	(注) 4	5
計						610

- (注) 1. 平成27年6月26日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行している。
2. 取締役小島順彦、篠原尚之、畔柳信雄、クリスティーナ・アメージャン及び伊東信一郎の各氏は、社外取締役である。
3. 任期は、平成27年6月26日開催の定時株主総会における選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
4. 任期は、平成27年6月26日開催の定時株主総会における選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
5. 当社は、執行役員制を導入している。

(ご参考) 平成27年6月26日現在の執行役員の陣容は次のとおりである。

地位	氏名	担当業務
*取締役社長	宮永 俊一	CEO
*副社長執行役員	前川 篤	ドメインCEO、エネルギー・環境ドメイン長 (社長不在時第1次代行)
*副社長執行役員	鯨井 洋一	ドメインCEO、交通・輸送ドメイン長 (社長不在時第2次代行)
*常務執行役員	水谷 久和	ドメインCEO、防衛・宇宙ドメイン長
*常務執行役員	木村 和明	ドメインCEO、機械・設備システムドメイン長
*常務執行役員	小口 正範	CFO、グループ戦略推進室長
常務執行役員	船戸 崇	CAO/CRO
常務執行役員	名山 理介	CTO、技術統括本部長 兼 グローバル事業推進本部長
常務執行役員	有原 正彦	Mitsubishi Heavy Industries America, Inc. 会長
常務執行役員	樹神 幸夫	技術統括本部ものづくり革新推進担当
常務執行役員	平本 康治	エネルギー・環境ドメイン長特命事項担当
常務執行役員	廣江 睦雄	人事、労政及びグローバル人事担当
常務執行役員	門上 英	エネルギー・環境ドメイン原子力事業部長
常務執行役員	安藤 健司	Mitsubishi Heavy Industries America, Inc. 社長 兼 PW Power Systems, Inc. 会長
常務執行役員	森本 浩通	交通・輸送ドメイン副ドメイン長 兼 三菱航空機(株)取締役社長
執行役員	星野 直仁	交通・輸送ドメイン副ドメイン長
執行役員	岩崎 啓一郎	グローバル事業推進本部中国総代表 兼 Mitsubishi Heavy Industries (China) Co., Ltd. (三菱重工業(中国)有限公司) 総経理
執行役員	石井 善之	グローバル事業推進本部副本部長
執行役員	横田 宏	長崎造船所長
執行役員	加藤 仁	エネルギー・環境ドメイン調査役 兼 MHI Vestas Offshore Wind A/S Co-CEO
執行役員	柳澤 順三	交通・輸送ドメイン船舶・海洋事業部長
執行役員	御子神 隆	機械・設備システムドメイン副ドメイン長 兼 品質総括部長 兼 相模原製作所長
執行役員	遠藤 芳文	グローバル事業推進本部副本部長 兼 グループ営業推進総括部長 兼 関西支社長
執行役員	石井 泉	防衛・宇宙ドメイン副ドメイン長
執行役員	岡添 清	機械・設備システムドメイン副ドメイン長
執行役員	小林 繁久	グローバル事業推進本部アジア・パシフィック総代表 兼 インド総代表 兼 Mitsubishi Heavy Industries Asia Pacific Pte. Ltd. 会長
執行役員	相原 良彦	グローバル事業推進本部南米総代表 兼 Mitsubishi Industrias Pesadas do Brazil Ltda. 社長
執行役員	渡辺 芳治	交通・輸送ドメイン交通システム事業部長
執行役員	柳井 秀朗	人事労政部長
執行役員	富永 史彰	防衛・宇宙ドメイン艦艇事業担当
執行役員	長谷川 守	機械・設備システムドメイン副ドメイン長 兼 事業戦略総括部長
執行役員	坂 洋一郎	エネルギー・環境ドメイン化学プラント・社会インフラ事業部長
執行役員	巽 重文	交通・輸送ドメイン技術開発特命事項担当 兼 名古屋航空宇宙システム製作所長
執行役員	川本 要次	技術統括本部副本部長 兼 総合研究所長
執行役員	加藤 博樹	機械・設備システムドメイン副ドメイン長
執行役員	白岩 良浩	エネルギー・環境ドメイン調査役 兼 Mitsubishi Heavy Industries America, Inc. 副社長
執行役員	飯田 将人	エネルギー・環境ドメイン原子力事業部副事業部長
執行役員	藤原 久幸	エネルギー・環境ドメイン副ドメイン長 兼 経営管理総括部長

地位	氏名	担当業務
執行役員	廣瀬 圭介	交通・輸送ドメイン民間機事業部長
執行役員フェロー	宮川 淳一	交通・輸送ドメイン技師長
執行役員フェロー	浅田 正一郎	Mitsubishi Heavy Industries America, Inc. 副社長
執行役員フェロー	宮崎 正生	交通・輸送ドメイン船舶・海洋事業部調査役 (Ecovix-Engevix Construcoes Oceanicas S/Aに派遣)
執行役員フェロー	飯嶋 正樹	エネルギー・環境ドメイン化学プラント・社会インフラ事業部技師長
執行役員フェロー	鈴木 成光	エネルギー・環境ドメイン原子力事業部調査役 (東京電力㈱に派遣)
執行役員フェロー	石川 彰彦	交通・輸送ドメイン副ドメイン長
執行役員フェロー	三島 正彦	グループ戦略推進室リスクソリューション室長
執行役員フェロー	石出 孝	技術統括本部技師長
執行役員フェロー	神納 祐一郎	防衛・宇宙ドメイン技師長
執行役員フェロー	二村 幸基	防衛・宇宙ドメイン技師長

(注) 1. *印の各氏は、取締役を兼務している。

2. CFO、CAO/CRO、CTOが統括・執行する業務は次のとおり。

CFO: Chief Financial Officer

経営計画を含む財務・会計及び調達に関する業務全般

CAO/CRO: Chief Administrative Officer/Chief Risk Officer

経営監査、総務、法務、人事及び労政等の管理業務全般並びにリスクマネジメントに関する業務全般

CTO: Chief Technology Officer

技術統括及びICT(情報通信技術)に関する業務全般

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

ア. 基本的な考え方

当社は、顧客第一の信念に立ちつつ、責任ある企業として全てのステークホルダーに配慮した経営を行っている。

また、経営の効率性向上とコンプライアンスの強化を図るため、激変する経済環境にいち早く対応し合理的な意思決定を行う経営システムの革新に努めるとともに、公正で健全な経営の推進に取り組んでいる。また、株主の皆様をはじめ、社外の方々に対する迅速で正確な情報の発信による、経営の透明性向上にも努めている。

なお、当社は、経営における監督と執行の分離をより明確化すると同時に、取締役会の権限のうち重要な業務執行の決定を取締役に委任することで迅速な意思決定を可能とするために、平成27年6月26日開催の定時株主総会をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行した。今後この経営体制の下、真のグローバル・カンパニーにふさわしいコーポレート・ガバナンス体制を確立し、経営の健全性・透明性と業務執行の効率性・機動性を更に向上させていくこととしている。

イ. 事業年度末におけるコーポレート・ガバナンスの状況の概要

平成27年3月末日現在における当社のコーポレート・ガバナンスの状況の概要は以下のとおりである。

(ア) 企業統治の体制の概要

当社は、取締役会において経営の重要な意思決定、業務の執行の監督を行い、監査役が取締役会等重要会議への出席等を通じて取締役の職務の執行を監査する監査役会設置会社である。

取締役11名中3名を社外から選任し、社外取締役として当社経営に有益な意見や率直な指摘をいただくことにより、経営監督機能の強化に努めている。また、業務執行に関する重要事項の審議機関として経営会議を置き、取締役社長を中心とする業務執行体制の中で合議制により審議することで、より適切な経営判断及び業務の執行が可能となる体制を採っている。

また、当社は、当社グループ全体の総合力及びシナジーを発揮し、市場や顧客のニーズに対して柔軟かつ迅速に対応できる体制を整えることでグローバル市場での事業拡大と収益力向上を実現するとともに、それに伴う経営リスクの増大と多様化に対応するため、事業本部制からドメイン制への移行と合わせて、平成26年4月にチーフオフィサー制を導入した。具体的には、CEO（取締役社長）の下に、取締役社長の責任と権限の一部を委譲されたチーフオフィサーとして、ドメインCEO（各ドメイン長）のほか、CFO、CAO/CRO及びCTOを置く。このうち、CEOは全社的な事業戦略及び課題への取組みを所掌し、ドメインCEOはグループ全体戦略の下で各ドメインの事業推進を統括・執行する。また、CFOは経営計画を含む財務・会計及び調達に関する業務全般、CAO/CROは経営監査、総務、法務、人事及び労政等の管理業務全般並びにリスクマネジメント全般に関する業務全般、CTOは技術統括及びICTに関する業務全般をそれぞれ統括・執行する。更に、CFO、CAO/CRO、CTOは、それぞれの所掌機能について全社に対する指揮・命令権を持つとともに、ドメインに対する支援を行う体制としている。

(注) CFO：Chief Financial Officer

CAO/CRO：Chief Administrative Officer/Chief Risk Officer

CTO：Chief Technology Officer

当社は、CAO/CROの傘下に経営監査部を設置し、内部統制システムが有効に機能しているかどうかを、内部監査及び財務報告に係る内部統制の評価により確認している。

内部監査については、経営監査部が各年度の監査を実施しているほか、各内部統制部門が自部門の所掌する業務に関して必要に応じ監査を実施している。また、経営監査部は、必要に応じ内部統制の状況について内部統制部門から定期的な報告受けあるいは情報交換を行っている。

当社の監査役会は監査役5名で構成されており、このうち過半数の3名が社外監査役である。各監査役は監査役会で定めた監査の方針、監査計画に従い、取締役会のほか、経営会議や事業計画会議等の重要会議に出席し、経営執行状況の適時的確な把握と監視に努めるとともに、遵法状況の点検・確認、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用の状況等の監視・検証を通じて、取締役の職務執行が法令・定款に適合し、会社業務が適正に遂行されているかを監査している。

監査役は、経営監査部及び会計監査人と定期的に情報・意見の交換を行うとともに、監査結果の報告受け、会計監査人の監査への立会いなど緊密な連携をとっている。また、監査役はコンプライアンスやリスク管理活動の状況等について内部統制部門あるいは関連部門から定期的に又は個別に報告を受けている。こうした監査役の監査業務をサポートするため、監査役室を設けて専任スタッフを配置し、監査役の円滑な職務遂行を支援している。

(イ) 内部統制システムの整備状況

当社は法令に従い、業務の適正を確保するための体制の整備について取締役会で決議し、この決議に基づき内部統制システムを適切に整備・運用しており、また年1回内部統制システムの整備・運用の状況を取締役に報告している。なお、この取締役会決議の概要は、次のとおりである。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は法令を遵守し社会規範や企業倫理を重視した公正・誠実な事業活動を行うことを基本理念とし、取締役は自ら率先してその実現に努める。
 - (2) 取締役会は、取締役から付議・報告される事項についての討議を尽くし、経営の健全性と効率性の両面から監督する。また、社外役員の意見を心得て監督の客観性と有効性を高める。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 文書管理の基本的事項を社規に定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、保存・管理する。
 - (2) 上記の情報は、取締役及び監査役が取締役の職務執行を監督・監査するために必要と認めるときは、いつでも閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 各種リスクを適切に管理するため、リスクの類型に応じた管理体制を整備し、管理責任の明確化を図るものとする。
 - (2) リスクを定期的に評価・分析し、必要な回避策又は低減策を講じるとともに、内部監査によりその実効性及び妥当性を監査し、定期的にと取締役会に報告するものとする。
 - (3) 重大リスクが顕在化した場合に備え、緊急時に迅速かつ確かな対応ができるよう速やかにトップへ情報を伝達する手段を確保し、また各事業部門に危機管理責任者を配置する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会で事業計画を策定して、全社的な経営方針・経営目標を設定し、社長を中心とする業務執行体制で目標の達成に当たる。
 - (2) 経営目標を効率的に達成するため、組織編成、業務分掌及び指揮命令系統等を社規に定める。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) リスク・コンプライアンス委員会をはじめとした組織体制を整備し、社員行動指針の制定や各種研修の実施等を通じて社員の意識徹底に努める。
 - (2) 内部通報制度などコンプライアンスの実効性を高めるための仕組みを整備するほか、コンプライアンスへの取組状況について内部監査を実施し、取締役会に報告する。
6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) グループ会社社長が経営責任を担い独立企業として自主運営を行うとともに、当社グループ全体が健全で効率的な経営を行い連結業績向上に資するよう、当社とグループ会社間の管理責任体制、運営要領を定め、グループ会社を支援・指導する。
 - (2) 当社グループ全体として業務の適正を確保するため、コンプライアンスやリスク管理に関する諸施策はグループ会社も含めて推進し、各社の規模や特性に応じた内部統制システムを整備させるとともに、当社の管理責任部門がその状況を監査する。
 - (3) 当社及び当社グループ会社が各々の財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために必要な組織、規則等を整備する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役への要請に対応してその円滑な職務遂行を支援するため、監査役室を設置して専属のスタッフを配置する。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役室のスタッフは取締役の指揮命令を受けないものとし、また人事異動・考課等は監査役の同意の下に行うものとして、執行部門からの独立性を確保する。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役への報告や情報伝達に関しての取り決めを実施するほか、定期的な意見交換などを通じて適切な意思疎通を図る。
10. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役が、社内関係部門及び会計監査人等との意思疎通を図り、情報の収集や調査を行うなど、実効的な監査が行えるよう留意する。

ウ. 提出日現在におけるコーポレート・ガバナンスの状況

(ア) 企業統治の体制の概要

当社は、平成27年6月26日開催の定時株主総会をもって、従来の監査役・監査役会に代わり、3名以上の取締役から構成され、かつその過半数を社外取締役が占める監査等委員会を置く監査等委員会設置会社に移行した。

取締役14名（うち、監査等委員である取締役が5名）中5名（うち、監査等委員である取締役が3名）を社外から選任し、社外取締役として当社経営に有益な意見や率直な指摘をいただくことにより、経営監督機能の強化に努めている。また、当社は定款の定め及び取締役会の決議に従い、取締役社長への重要な業務執行の決定の委任を進めており、迅速な意思決定と機動的な業務執行を可能とするとともに、取締役会の主眼を業務執行者に対する監督に置くことを可能としている。

また、当社は、平成26年4月からチーフオフィサー制を導入している。具体的には、CEO（取締役社長）の下に、取締役社長の責任と権限の一部を委譲されたチーフオフィサーとして、ドメインCEO（各ドメイン長）のほか、CFO、CAO/CRO及びCTOを置く。このうち、CEOは全社的な事業戦略及び課題への取組みを所掌し、ドメインCEOはグループ全体戦略の下で各ドメインの事業推進を統括・執行する。また、CFOは経営計画を含む財務・会計及び調達に関する業務全般、CAO/CROは経営監査、総務、法務、人事及び労務等の管理業務全般並びにリスクマネジメント全般に関する業務全般、CTOは技術統括及びICTに関する業務全般をそれぞれ統括・執行する。更に、CFO、CAO/CRO、CTOは、それぞれの所掌機能について全社に対する指揮・命令権を持つとともに、ドメインに対する支援を行う体制としている。

CEO（取締役社長）と、これらチーフオフィサーを中心とする業務執行体制の中で、審議機関として経営会議を置き、業務執行に関する重要事項を合議制により審議することで、より適切な経営判断及び業務の執行が可能となる体制を採っている。

(注) CFO：Chief Financial Officer

CAO/CRO：Chief Administrative Officer/Chief Risk Officer

CTO：Chief Technology Officer

(イ) 内部統制システムの整備状況

当社は法令に従い、業務の適正を確保するための体制の整備について取締役会で決議し、この決議に基づき内部統制システムを適切に整備・運用しており、また年1回内部統制システムの整備・運用の状況を取締役会に報告している。この取締役会決議の概要は、次のとおりであり、平成27年4月23日及び同年6月26日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則の改正並びに監査等委員会設置会社への移行に対応するため改定したものである。

1. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援するため監査等委員会室を設置して専属のスタッフを配置する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

2. 前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会室のスタッフは同室の専属として監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、また人事異動・考課等は監査等委員会の同意の下に行うものとして、執行部門からの独立性と監査等委員会室のスタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を確保する。

3. 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(1) 当社の取締役等は、グループ会社に関する事項も含めて監査等委員会（又は監査等委員会が選定する監査等委員。以下同じ。）への報告や情報伝達に関するの取り決めを実施するほか、定期的な意見交換などを通じて適切な意思疎通を図るとともに、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。

(2) グループ会社の取締役等は、第12号に定める運営要領に従って監査等委員会への報告や情報伝達を実施するほか、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。

(3) 内部通報制度の所掌部門は、内部通報により通報された内容及びコンプライアンスに関して報告を受けた内容を監査等委員会に報告するものとする。

4. 前号の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度により通報した者に対して、通報を理由としたいかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨社規に定め、その旨を周知し適切に運用するものとする。

5. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の支弁に充てるため、毎年度、監査等委員会からの申請に基づき一定額の予算を確保するとともに、監査等委員からその他の費用の請求があった場合には会社法第399条の2第4項に基づき適切に処理する。
6. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 監査等委員会が行う、社内関係部門及び会計監査人等との意思疎通、情報の収集や調査に対しては、実効的な監査の実施を確保するために留意する。
7. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 (1) 法令を遵守し社会規範や企業倫理を重視した公正・誠実な事業活動を行うことを基本理念とし、取締役は自ら率先してその実現に努める。
 (2) 取締役会は、取締役から付議・報告される事項についての討議を尽くし、経営の健全性と効率性の両面から監督する。また、社外役員の意見を心得て監督の客観性と有効性を高める。
8. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 (1) 文書管理の基本的事項を社規に定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、保存・管理する。
 (2) 上記の情報は、取締役（監査等委員を含む）が取締役の職務執行を監督・監査するために必要と認めるときは、いつでも閲覧できるものとする。
9. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 (1) 各種リスクを適切に管理するため、リスクの類型に応じた管理体制を整備し、管理責任の明確化を図るものとする。
 (2) リスクを定期的に評価・分析し、必要な回避策又は低減策を講じるとともに、内部監査によりその実効性と妥当性を監査し、定期的に取締役会及び監査等委員会に報告するものとする。
 (3) 重大リスクが顕在化した場合に備え、緊急時に迅速かつ確かな対応ができるよう速やかにトップへ情報を伝達する手段を確保し、また各事業部門に危機管理責任者を配置する。
10. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 (1) 取締役会で事業計画を策定して、全社的な経営方針・経営目標を設定し、社長を中心とする業務執行体制で目標の達成に当たる。
 (2) 経営目標を効率的に達成するため、組織編成、業務分掌及び指揮命令系統等を社規に定める。
11. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 (1) コンプライアンス委員会をはじめとした組織体制を整備し、社員行動指針の制定や各種研修の実施等を通じて社員の意識徹底に努める。
 (2) 内部通報制度などコンプライアンスの実効性を高めるための仕組みを整備するほか、コンプライアンスへの取組状況について内部監査を実施し、取締役会及び監査等委員会に報告する。
12. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 (1) グループ会社社長が経営責任を担い独立企業として自主運営を行うとともに、当社グループ全体が健全で効率的な経営を行い連結業績向上に資するよう、当社とグループ会社間の管理責任体制や、グループ会社から当社へ何出又は報告すべき事項を含む運営要領を定め、グループ会社を支援・指導する。
 (2) 当社グループ全体として業務の適正を確保し、かつグループ全体における各種リスクを適切に管理するため、コンプライアンスやリスク管理に関する諸施策はグループ会社も含めて推進し、各社の規模や特性に応じた内部統制システムを整備させるとともに、当社の管理責任部門がその状況を監査する。
 (3) 当社及び当社グループ会社が各々の財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために必要な組織、規則等を整備する。

(ウ) 内部監査の状況

当社は、CAO/CROの傘下に経営監査部（34名）を設置し、内部統制システムが有効に機能しているかどうかを、内部監査及び財務報告に係る内部統制の評価により確認している。

内部監査については、経営監査部が各年度の監査を実施しているほか、各内部統制部門が自部門の所掌する業務に関して必要に応じ監査を実施している。また、経営監査部は、必要に応じ内部統制の状況について内部統制部門から定期的な報告受けあるいは情報交換を行っている。

財務報告に係る内部統制報告制度についても、金融商品取引法に則り適切な対応を図っており、平成26年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であるとの評価結果を得た。

(エ) 監査等委員会の活動の状況

当社の監査等委員会は取締役5名で構成されており、このうち過半数の3名が社外取締役である。監査等委員会の活動の実効性確保のため、監査等委員の互選により常勤の監査等委員を2名置き、常勤の監査等委員が経営会議や事業計画会議等の重要会議に出席し、経営執行状況の適時的確な把握と監視に努めるとともに、遵法状況の点検・確認、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用の状況等の監視・検証を通じて、取締役の職務執行が法令・定款に適合し、会社業務が適正に遂行されているかを監査する。また、常勤の監査等委員のうち1名は、経理・財務部門における長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者を選任している。

監査等委員会は、経営監査部及び会計監査人と定期的に情報・意見の交換を行うとともに、監査結果の報告受け、会計監査人の監査への立会いなど緊密な連携を図る。また、監査等委員会はコンプライアンスやリスク管理活動の状況等について内部統制部門あるいは関連部門から定期的又は個別に報告を受ける。こうした監査等委員会の監査業務をサポートするため、監査等委員会室を設けて専任スタッフ（6名）を配置し、監査等委員会の円滑な職務遂行を支援する。

(オ) 会計監査の状況

当社は会計監査業務を新日本有限責任監査法人に委嘱しており、当社の会計監査業務を執行した公認会計士（指定有限責任社員・業務執行社員）は渡邊浩一郎、賀谷浩志、森田祥且及び水谷洋隆の4氏であり、継続監査年数は全員が7年以内である。

また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士16名及び会計士補等35名である。

会計監査人は当社のコーポレート・ガバナンスやコンプライアンスに関する取組み等について、担当役員と定期的に意見交換を行っている。

(カ) 社外取締役

当社は、社内の視点に偏らない客観的な立場から経営者や行政官、あるいは学識者としての豊富な経験や幅広い見識に基づき、当社経営に対する助言と監督をいただくため、取締役14名のうち5名（うち、監査等委員である取締役が3名）を社外から選任している。

これらの社外取締役については、以下に示すとおり、本人と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、また、本人が役員若しくは使用人である、又は役員若しくは使用人であった他の会社と当社との間においても、人的関係、資本的関係又は著しく多額の取引関係等、当社からの独立性を損なうような事情はないため、全員が当社経営陣からの独立性を有していると判断し、株式会社東京証券取引所その他の上場金融商品取引所に独立役員として届け出ている。

a. 小島順彦氏

小島順彦氏及び同氏が現在取締役会長を務め、過去において業務執行者であった三菱商事(株)と当社との間で、人的関係、資本的関係及び取引関係等の点で独立性を損なうような事情はなく、同氏が当社経営陣から著しいコントロールを受けたり、反対に同氏が当社経営陣に著しいコントロールを及ぼしうることはない。

なお、当社と三菱商事(株)とは、社外役員の相互就任の関係にある。具体的には、現在当社の相談役を務め、過去において当社の業務執行者であった佃和夫氏が、平成20年に同社の社外取締役に就任し、その後、平成22年に小島順彦氏が当社の社外取締役に就任して、現在に至る。

また、当社は、三菱商事(株)との間で機器・部品の販売や原材料の購入等の取引関係があるが、当該取引金額は当社及び同社にとって僅少であり、社外取締役として独立した立場で株主のために判断することに何ら支障はないと判断している。

b. 篠原尚之氏

篠原尚之氏と当社との間で、人的関係、資本的関係及び取引関係等の点で独立性を損なうような事情はなく、同氏が当社経営陣から著しいコントロールを受けたり、反対に同氏が当社経営陣に著しいコントロールを及ぼしうることはない。

c. 畔柳信雄氏（監査等委員である社外取締役）

畔柳信雄氏及び同氏が現在特別顧問を務め、過去において業務執行者であった(株)三菱東京UFJ銀行と当社との間で、人的関係、資本的関係及び取引関係等の点で独立性を損なうような事情はなく、同氏が当社経営陣から著しいコントロールを受けたり、反対に同氏が当社経営陣に著しいコントロールを及ぼしうることはない。

なお、当社は、(株)三菱東京UFJ銀行との間で借入等の取引関係があるが、同行は複数ある主要な借入先の一つであり、当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引先ではない。平成26年度末時点における当社の連結借入金残高に占める同行からの借入の割合は約26%である。

d. クリスティーナ・アメージャン氏（監査等委員である社外取締役）

クリスティーナ・アメージャン氏及び同氏が教授を務める一橋大学と当社との間で、人的関係、資本的關係及び取引関係等の点で独立性を損なうような事情はなく、同氏が当社経営陣から著しいコントロールを受けたり、反対に同氏が当社経営陣に著しいコントロールを及ぼしうることはない。

e. 伊東信一郎氏（監査等委員である社外取締役）

伊東信一郎氏、同氏が現在代表取締役会長を務めるANAホールディングス㈱及び同氏が過去において業務執行者であった全日本空輸㈱と当社との間で、人的関係、資本的關係及び取引関係等の点で独立性を損なうような事情はなく、同氏が当社経営陣から著しいコントロールを受けたり、反対に同氏が当社経営陣に著しいコントロールを及ぼしうることはない。

なお、当社は、全日本空輸㈱との間で機器・部品の販売等の取引関係があるが、当該取引金額は当社及び同社にとって僅少であり、社外取締役として独立した立場で株主のために判断することに何ら支障はないと判断している。

これらの社外取締役はいずれも当社経営陣から独立した立場で、経営の監督あるいは監査を行っている。また、取締役会においてコンプライアンスやリスク管理等を含む内部統制システムの整備・運用状況及び内部監査結果の報告を受け、適宜意見を述べている。また、監査等委員である社外取締役は常勤の監査等委員、内部監査部門及び会計監査人と連携を取って監査を行うとともに、定期的に監査等委員でない取締役と意見交換を行うこととしている。これらにより、当社は経営の健全性・適正性の確保に努めている。

なお、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する明文化された基準又は方針は現在策定予定であるが、一般株主との利益相反に配慮し、当社経営陣から著しいコントロールを受けたり、反対に当社経営陣に著しいコントロールを及ぼしうることがない者を選任している。

(キ) 社外役員との責任限定契約

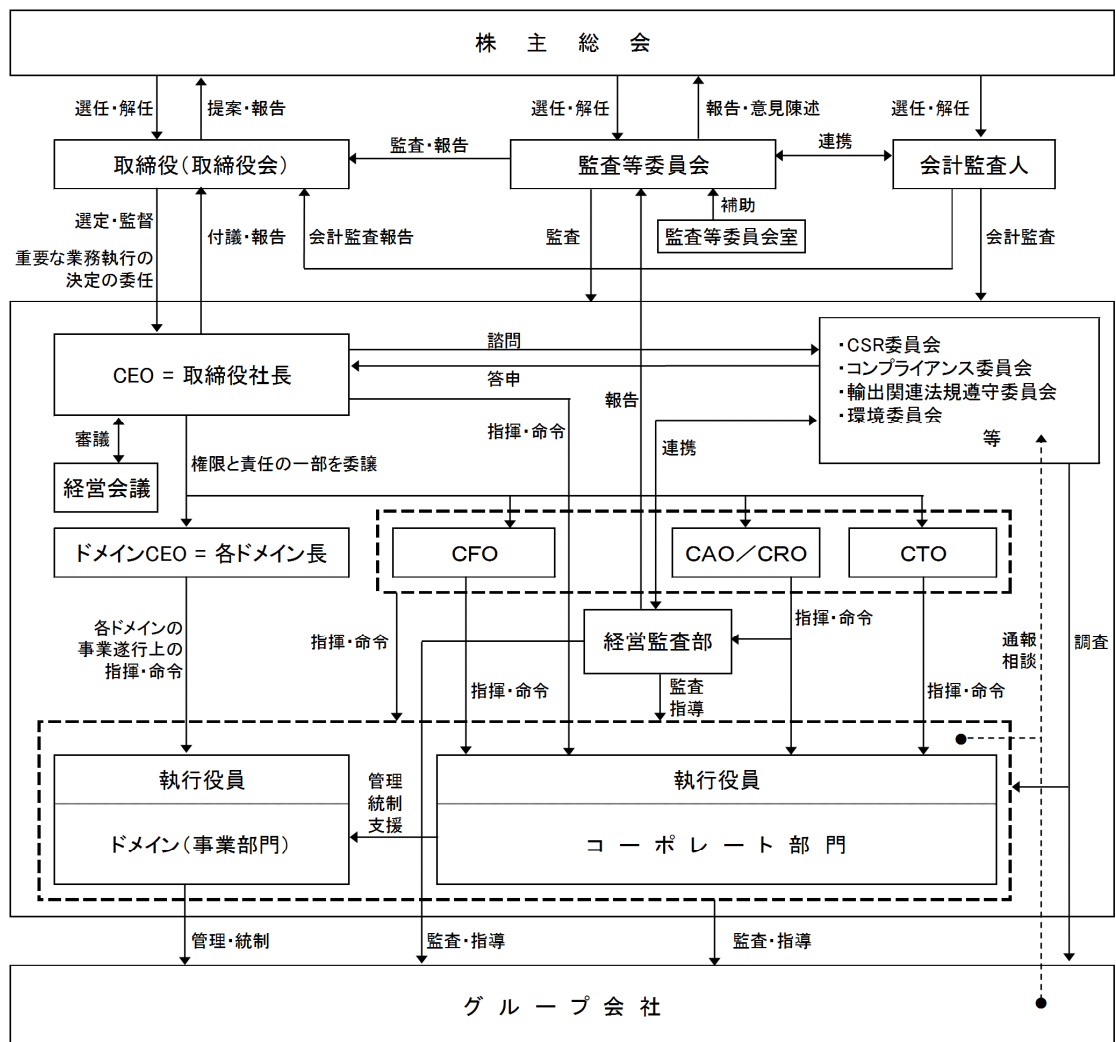
当社は、社外取締役の各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結している。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額である。

なお、当社は、平成27年6月26日開催の定時株主総会において、非業務執行取締役との責任限定契約の締結を可能とする旨の定款変更を行っている。

(ク) 現状の企業統治の体制を採用する理由

当社では、これまで一貫してコーポレート・ガバナンスの質を高めるための様々な施策に取り組んできたが、当社が今後グローバル市場でメガプレイヤーと伍して競争していくためには、より迅速な意思決定による効率的・機動的な業務執行を行えるようにするとともに、業務執行者を監督する機能を更に強化することが必要となることから、社外取締役の豊富な経験や幅広い見識を活用することで取締役会の監督機能を強化するとともに、代表取締役をはじめとする業務執行取締役への権限委譲により監督と業務執行の分離を進めることができる監査等委員会設置会社制度を採用している。

なお、当社コーポレート・ガバナンス体制についての模式図（内部統制システムの概要を含む。）は次のとおりである。



エ. 役員の報酬等

(ア) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動型 報酬	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	1,253	514	473	265	14
監査役 (社外監査役を除く)	124	70	53	—	2
社外役員	72	72	—	—	6

- (注) 1. 員数には、当事業年度中に退任した取締役6人を含み、役員区分「取締役(社外取締役を除く)」に記載している。
2. ストックオプションの総額は、いわゆる株式報酬型ストックオプションとして発行した新株予約権の費用計上額である。
3. 取締役に対する一事業年度当たりの基本報酬及び業績連動型報酬に係る金銭報酬支給限度額は1,200百万円(平成18年6月28日第81回定時株主総会決議)、社外取締役を除く取締役に対する一事業年度当たりの新株予約権発行価額総額の限度額は300百万円(平成19年6月27日第82回定時株主総会決議)である。
4. 監査役に対する一事業年度当たりの基本報酬及び業績連動型報酬に係る金銭報酬支給限度額は160百万円(平成18年6月28日第81回定時株主総会決議)である。

(イ) 連結報酬等の総額が1億円以上である役員¹の連結報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	連結報酬等の総額 (百万円)	連結報酬等の種類別の額 (百万円)		
				基本報酬	業績連動型 報酬	ストック オプション
大 宮 英 明	取締役	提出会社	200	78	79	42
宮 永 俊 一	取締役	提出会社	200	78	79	42
前 川 篤	取締役	提出会社	149	58	56	33
鯨 井 洋 一	取締役	提出会社	143	58	51	33
児 玉 敏 雄	取締役	提出会社	110	44	43	22
水 谷 久 和	取締役	提出会社	105	43	39	22
野 島 龍 彦	取締役	提出会社	107	43	41	22
船 戸 崇	取締役	提出会社	107	43	41	22

(注) ストックオプションの総額は、いわゆる株式報酬型ストックオプションとして発行した新株予約権の費用計上額である。

(ウ) 役員¹の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

a. 監査等委員会設置会社移行前

①取締役

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、取締役会で定めている。

社外取締役を除く取締役の報酬は、業績の反映及び株主との価値共有という観点から、基本報酬、業績連動型報酬及び株式報酬型ストックオプションにより構成される。

社外取締役には、社外の立場から客観的なご意見やご指摘をいただくことを期待しており、その立場に鑑み、基本報酬のみを支給している。

報酬の水準については、他社状況等も勘案した適切なものとしている。

・基本報酬

取締役の役位及び職務の内容を勘案し、相応な金額を決定している。

なお、社外取締役の報酬は、相応な固定報酬としている。

・業績連動型報酬

連結業績を踏まえ、取締役の役位及び担当事業の業績・成果等も勘案して決定している。

・株式報酬型ストックオプション

当社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることを目的として、取締役の役位等を勘案し、都度の取締役会決議に基づき付与している。

②監査役

監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、監査役の協議により定めている。

社外監査役を除く監査役の報酬は、基本報酬及び業績反映の観点からの業績連動型報酬により構成される。

社外監査役には、社外の立場から客観的なご意見やご指摘をいただくことを期待しており、その立場に鑑み、基本報酬のみを支給している。

報酬の水準については、他社状況等も勘案した適切なものとしている。

・基本報酬

常勤監査役及び社外監査役の職務の内容を勘案し、相応な固定報酬としている。

・業績連動型報酬

連結業績等を勘案して決定している。

b. 監査等委員会設置会社移行後

①監査等委員でない取締役

監査等委員でない取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、取締役会で定めている。

社外取締役を除く、監査等委員でない取締役の報酬は、業績の反映及び株主との価値共有という観点から、基本報酬、業績連動型報酬及び株式報酬により構成される。

社外取締役には、社外の立場から客観的なご意見やご指摘をいただくことを期待しており、その立場に鑑み、基本報酬のみを支給している。

報酬の水準については、他社状況等も勘案した適切なものとしている。

- ・基本報酬

取締役の役位及び職務の内容を勘案し、相応な金額を決定している。

なお、社外取締役の報酬は、相応な固定報酬としている。

- ・業績連動型報酬

連結業績を踏まえ、取締役の役位及び担当事業の業績・成果等も勘案して決定している。

- ・株式報酬

当社グループ全体の中長期的な業績向上と企業価値の増大に対する取締役の貢献意欲を一層高めるため、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託の仕組みを活用し、当社の業績等に応じて付与された株式交付ポイントに基づき、当社株式及び金銭を交付又は支給する。

②監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、監査等委員である取締役の協議により定めている。

監査等委員である取締役の報酬は基本報酬のみとし、その役割・職務の内容を勘案し、常勤／非常勤各々区分の上、相応な固定報酬としている。ただし、常勤の監査等委員については、会社の経営状況その他を勘案して、これを減額することがある。

オ. 取締役の定員

当社は、取締役の定員を20名以内とする旨、定款に定めている。

なお、当社は、取締役会の適正規模を考慮し、平成27年6月26日開催の定時株主総会において、取締役の定員を40名から20名に変更する旨の定款変更を行った。

カ. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任については、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する旨及び選任決議は累積投票によらない旨、定款に定めている。

キ. 自己株式の取得

当社は、経営状況・財産状況、その他の事情に応じて、機動的に自己の株式を取得することができるようにするため、会社法第165条第2項の規定に従い、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めている。

ク. 取締役の責任免除

当社は、取締役がその職務を行うに当たり、各人の職責を十分に果たすことができるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議によって、法令が定める額を限度として、免除することができる旨、定款に定めている。

ケ. 中間配当金

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録されている最終の株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の剰余金の配当（中間配当金）をすることができる旨、定款に定めている。

コ. 株主総会の特別決議要件を変更した内容及びその理由

当社は、株主総会の特別決議を適時かつ円滑に行えるようにするため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う旨、定款に定めている。

サ. 株式の保有状況

(ア) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 274銘柄

貸借対照表計上額の合計額 334,581百万円

(イ) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
東京海上ホールディングス(株)	11,998	37,170	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
東海旅客鉄道(株)	1,482	17,877	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
ジェイ エフ イー ホールディングス(株)	4,214	8,187	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
(株)ニコン	4,827	8,023	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
関西電力(株)	5,995	6,348	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
旭硝子(株)	10,227	6,116	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
三菱マテリアル(株)	19,209	5,628	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
東レ(株)	8,141	5,552	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
スズキ(株)	2,037	5,489	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
コカ・コーライーストジャパン(株)	2,047	5,302	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
九州電力(株)	3,975	5,016	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
東日本旅客鉄道(株)	645	4,905	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
J Xホールディングス(株)	7,156	3,556	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
アサヒグループホールディングス(株)	1,200	3,466	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
三菱瓦斯化学(株)	4,413	2,568	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	5,045	2,351	金融取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
(株)日本製鋼所	5,031	2,329	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
(株)三菱総合研究所	1,113	2,318	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
三菱製鋼(株)	10,000	2,210	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
三菱倉庫(株)	1,529	2,196	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
新日鐵住金(株)	7,788	2,196	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)三菱ケミカルホールディングス	4,908	2,105	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
中部電力(株)	1,724	2,094	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。

みなし保有株式

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
三菱商事(株)	48,920	93,730	議決権の行使を指図する権限を有している。
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	120,914	68,558	議決権の行使を指図する権限を有している。
三菱地所(株)	15,409	37,691	議決権の行使を指図する権限を有している。
三菱電機(株)	30,087	34,962	議決権の行使を指図する権限を有している。
日本郵船(株)	41,038	12,311	議決権の行使を指図する権限を有している。
麒麟ホールディングス(株)	6,476	9,261	議決権の行使を指図する権限を有している。
東京電力(株)	6,007	2,499	議決権の行使を指図する権限を有している。

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していない。

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
三菱商事(株)	16,643	40,285	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
東京海上ホールディングス(株)	8,444	38,324	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
東海旅客鉄道(株)	1,482	32,234	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	34,480	25,642	金融取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
日本郵船(株)	41,038	14,199	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
ジェイ エフ イー ホールディングス(株)	4,214	11,184	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
三菱電機(株)	7,521	10,745	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
三菱地所(株)	3,852	10,736	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
麒麟ホールディングス(株)	6,476	10,213	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
東レ(株)	8,141	8,197	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
旭硝子(株)	10,227	8,059	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)ニコン	4,827	7,772	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
三菱マテリアル(株)	19,000	7,676	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
スズキ(株)	2,037	7,360	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
関西電力(株)	5,995	6,873	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
東日本旅客鉄道(株)	645	6,217	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
九州電力(株)	3,975	4,630	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
東京電力(株)	8,098	3,684	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
(株)三菱ケミカルホールディングス	4,908	3,429	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
日本空港ビルデング(株)	457	3,329	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
J Xホールディングス(株)	7,156	3,307	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
(株)三菱総合研究所	1,113	3,052	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
三菱倉庫(株)	1,529	2,868	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
三菱瓦斯化学(株)	4,413	2,612	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
(株)日本製鋼所	5,031	2,540	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
電源開発(株)	626	2,539	取引関係の維持・強化等を目的として保有している。

みなし保有株式

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
三菱商事(株)	32,276	78,125	議決権の行使を指図する権限を有している。
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	86,434	64,281	議決権の行使を指図する権限を有している。
三菱電機(株)	22,565	32,235	議決権の行使を指図する権限を有している。
三菱地所(株)	11,557	32,209	議決権の行使を指図する権限を有している。

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していない。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	187	24	191	44
連結子会社	170	—	223	—
計	358	24	414	44

② 【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度において、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst & Youngグループに対して監査証明業務を委嘱している当社の在外子会社は、前連結会計年度における同業務及びその他の業務に対する報酬として786百万円を支払っている。

当連結会計年度において、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst & Youngグループに対して監査証明業務を委嘱している当社の在外子会社は、当連結会計年度における同業務及びその他の業務に対する報酬として1,266百万円を支払っている。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度における当社の監査公認会計士等に対する非監査業務の内容は、国際財務報告基準の適用検討に係る助言業務その他の業務である。

当連結会計年度における当社の監査公認会計士等に対する非監査業務の内容は、国際財務報告基準の適用検討に係る助言業務その他の業務である。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬については、その決定方針に関しての特段の規程は定めていないが、監査計画に基づき監査日数及び監査単価の妥当性を検証し、監査役会の同意を得て決定している。